

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 委員会規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成18年 3月29日議決 平成19年 3月28日議決
平成20年 3月28日議決 平成22年 3月29日議決
平成24年 3月23日議決

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の委員会の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置、名称及びその所管)

第2条 本会は、次の委員会を設置し、名称及び所管は、次のとおりとする。

名 称	所 管
高齢者生活福祉センター入居判定委員会	高齢者生活福祉センターへの入居措置の可否等の判定に関する事項
善意銀行運営委員会	善意銀行の運営に関する事項
安全衛生委員会	職員の安全、衛生、健康診断の実施その他健康保持増進に関する事項

(委員会の会務)

第3条 各委員会は、前条に規定する所管する事項について、会長の諮問に答え又は意見を具申する。

(委員の委嘱)

第4条 各委員会における委員は、理事、評議員及び学識経験者の中から会長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の設置等)

第6条 各委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会の議長となり議事を整理し、秩序を保守する。

2 委員長は、委員会を開催した場合、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記録し、会長に報告する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第8条 委員会は、委員長が必要に応じこれを招集する。

(会議の定足数及び表決)

第9条 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の報酬)

第10条 委員の報酬は、役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の定めるところにより支給する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成18年2月20日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成18年2月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。